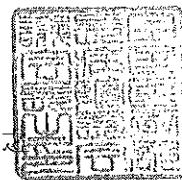


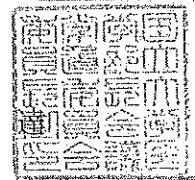
全国医学部長病院長会議

会長 黒岩 義



国立大学医学部長会議

常置委員長 中村



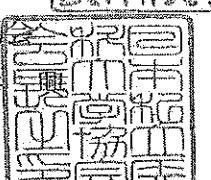
国立大学附属病院長会議

常置委員長 宮崎



社団法人日本私立医科大学協会

会長 小川 秀



電気事業法 27条に基づく使用制限について（要望）

東日本大震災で被災された方々に哀悼の意を表すとともに、一日も早い復興を心より祈念いたしております。

さて、4月8日の電力需給緊急対策本部において夏期電力需給対策として、契約電力500KW以上の大口需要家は25%程度の抑制を行うこととされ、大学病院もその対象となっております。

しかし、大学病院は医療連携の最後の砦として機能しており、25%電力抑制により、大学病院の外来閉鎖や入院病棟が閉鎖されれば、受診を希望していた紹介患者・手術待機患者・救急患者が医療難民となり、医療・社会パニックに陥る事が懸念されます。

つきましては、大学病院の機能が損なわれることのないよう、使用電力抑制の対象から除外していただきますようお願いいたします。なお、医療の質を確保しつつ、最大限の節電の努力をしたいと考えております。

現在、大学病院では高難度な手術を要する患者や、ICU で呼吸・循環・代謝を 24 時間集中管理しなければならない急性の多臓器不全の患者、及び周産期母子センターにハイリスク分娩の妊婦や重症疾患を伴った新生児を入院患者として収容しております。

このような、救急患者や難治性疾患などで他病院から紹介される患者が常時待機している状況です。

その上、3月 11 日からは、被災地の大学病院と、それを支援するため医療支援チームを派遣している大学病院において被災患者の安心安全な生活を守る重要な役割を果たしています。

以上の状況の下で、病院機能を維持し、医療現場に混乱が生じないよう、スタッフエリアの空調や管理部門での照明を限界まで落とすなど、更なる節電策について検討を重ねてますが、各大学病院によって事情は異なるものの、25% 電力抑制は外来又は病棟を閉鎖しない限り達成困難な状況です。

もとより、できる限りの節電計画は関係者に周知徹底しているところですが、以上のような、大学病院としての社会的使命を果たすため、また、人命に直結する分野である事をご考慮頂き、ご検討いただきますようお願いいたします。

(参考)

大学病院における一層の節電対策について

1. 全ての大学病院は、節電対策に最大限取り組みます。

- 各大学病院は、患者の生命・安全に影響を及ぼさない範囲で、限界までの節電策を実施・検討。
 - ・スタッフエリアの空調の制限・停止
 - ・電子カルテ端末の一部停止
 - ・管理部門の消灯
 - ・エレベーターの間引き運転
 - ・売店の消灯、自販機の停止
 - ・コピー機等事務機器の使用制限 等

2. 大学病院に対して一律に使用制限を行うことにより、大学病院の機能、安全性の確保が困難になります。

- 一律の使用制限による問題点
 - ・室温の上昇による熱中症の発生等、入院患者の容態悪化
 - ・がん治療を行う放射線機器等、大型医療機器の使用制限
 - ・高温により、検査分析機器の検査データが不正確になる
 - ・血液、薬剤の保管ができなくなる
 - ・照度の低下により、入院患者の転倒等、事故の多発。
 - ・医療情報端末の停止による過去の患者情報との照合不可
 - ・がん手術等、予約手術の遅れによる症状の悪化

3. 非常用自家発電装置はその性能上、継続的に使用することができません。

- 非常用自家発電は一時的な停電対応であり、一般的には72時間程度の稼動が限界。
- 東京電力管内において実施された計画停電により、発電機等の不具合が発生。
- 計画停電実施中、手術等診療行為の停止・制限及び休診を実施した大学病院多数。
電力の低下は、大学病院に診療行為の縮小を余儀なくさせる。
- 大型医療機器は通常、電源を切らずに連続運転することが求められており、頻繁に電源を切ることにより不具合が発生。